○農林水産省告示第六百四十五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第六条の五の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十四年二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平成23年９月14日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
20121	デスメディファム・フェンメディファム・メトラクロール乳剤	アグレボベタダイヤＡ乳剤	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　ギャビンマーチャント

平成23年９月22日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
6378	ジメトエート粒剤	三共ジメトエート粒剤	北海道北広島市北の里27番地４　ホクサン株式会社　取締役社長　津田憲一郎

平成23年９月25日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
6429	ＥＣＰ乳剤	ホクコーＶＣ乳剤	東京都中央区日本橋本石町四丁目４番20号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　丸山孝雄
9032	ＥＣＰ・カスガマイシン・チウラム粉剤	粉衣用ペアーカスミン	〃

○農林水産省告示第六百四十六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第六条の五の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十四年二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平成23年10月１日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
4555	ＤＤＶＰ乳剤	デス	東京都港区東新橋一丁目５番２号　三井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　金井健彦

平成23年10月25日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
15971	ペルメトリン水和剤	ヤシマアディオン水和剤	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　取締役社長　小髙根利明
18775	ＤＤＶＰ乳剤	ヤシマＤＤＶＰ乳剤７５	〃
18776	ＤＤＶＰ乳剤	ヤシマＤＤＶＰ乳剤５０	〃

平成23年10月26日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
13725	トリホリン乳剤	住商サプロール乳剤	東京都中央区晴海一丁目８番12号　住商アグロインターナショナル株式会社　代表取締役　岸本和也
17489	トリホリン乳剤	サプロール乳剤	東京都中央区晴海一丁目８番11号　住友商事株式会社　代表取締役　加藤進

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３３０４号

札幌市東区北46条東８丁目６番24号
債務者　橋邊　未来
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５０６号

札幌市白石区平和通９丁目北15番９号　清和荘１階左
債務者　冨樫　明美
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５２５号

札幌市東区北47条東15丁目３番28―201号
債務者　三上　　巧
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５７４号

札幌市手稲区星置２条８丁目１番16―201号
債務者　水野真由美（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０号

札幌市南区澄川２条１丁目５番２号　ファーロックコートＳ21―202号
債務者　草野　允紀
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７６号

札幌市豊平区平岸２条17丁目１番15―105号
債務者　樋口　欣子（旧姓屋敷）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０６号

北海道千歳市豊里３丁目６番11号
債務者　高橋由美子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２５号

札幌市東区北27条東９丁目２番６号　マクセル３／100―23号
債務者　高澤　惠二
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部